Article 28

1. At any time after three years from the date on which this Agreement has entered into force for a Party, that Party may withdraw from this Agreement by giving written notification to the Depositary.

2. Any such withdrawal shall take effect upon expiry of one year from the date of receipt by the Depositary of the notification of withdrawal, or on such later date as may be specified in the notification of withdrawal.

3. Any Party that withdraws from the Convention shall be considered as also having withdrawn from this Agreement.

Article 29

The original of this Agreement, of which the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts are equally authentic, shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

DONE at Paris this twelfth day of December two thousand and fifteen.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized to that effect, have signed this Agreement.

告　示

○外務省告示第四百三十七号

日本国政府は、平成二十七年十二月十二日にパリで採択された「パリ協定」の受諾書を平成二十八年十一月八日に国際連合事務総長に寄託した。

よって、同協定は、その第二十一条3の規定に従い、平成二十八年十二月八日に日本国について効力を生ずる。

同協定の締約国は、平成二十八年十一月七日現在、次のとおりである。

アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、オーストリア共和国、バハマ国、バングラデシュ人民共和国、バルバドス、ベラルーシ共和国、ベリーズ、ベナン共和国、ボリビア多民族国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、カメルーン共和国、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、クック諸島、コスタリカ共和国、コートジボワール共和国、デンマーク王国、ドミニカ国、エストニア共和国、フィジー共和国、フランス共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、ギリシャ共和国、グレナダ、ギニア共和国、ガイアナ共和国、ホンジュラス共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、インド、インドネシア共和国、アイルランド、ヨルダン・ハシェミット王国、キリバス共和国、大韓民国、ラオス人民民主共和国、ルクセンブルク大公国、マダガスカル共和国、モルディブ共和国、マーシャル諸島共和国、モーリシャス共和国、メキシコ合衆国、ミクロネシア連邦、モナコ公国、モンゴル国、モロッコ王国、ナミビア共和国、ナウル共和国、ネパール連邦民主共和国、ニュージーランド、ニジェール共和国、ニウエ、ノルウェー王国、パラオ共和国、パナマ共和国、パプアニューギニア独立国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ルワンダ共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サモア独立国、サントメ・プリンシペ民主共和国、サウジアラビア王国、セネガル共和国、セーシェル共和国、シエラレオネ共和国、シンガポール共和国、スロバキア共和国、ソロモン諸島、ソマリア連邦共和国、南アフリカ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、スワジランド王国、スウェーデン王国、タイ王国、トンガ王国、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ共和国、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ東方共和国、バヌアツ共和国、ベトナム社会主義共和国、欧州連合

平成二十八年十一月十四日

外務大臣　岸田　文雄